佛道手引草

中

紀元貳千五百三十五年

佛道平引草 巻八中

翻仙子述

翻仙子はたゝいとゝくゝ屋はまゝ[illegible]
功德ゆゝたゝあゝ佛の道ゝ慈悲
のゝ孔子ゝ[illegible]ゝ仁やゝ[illegible]
慈ゝ[illegible]ゝ其心[illegible]ゝ[illegible]
いゝ世のゝゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ佛ゝ六道の[illegible]

慈悲をもつてけんかをとゝのへ
はなれ給ふ
一切衆生
是を善とおもふ
六道の衆生
人道天道を善
むまれつきの
善悪を
はなれ
三界を出離して
仏せかいへ
慈悲と
今世は福福
今世の善
悪のわざ
隠世の福福あつて
今世は

善悪のわざ
今世の福福
善悪
悪をとゝのへ
善悪は
善悪
善悪
善悪
善悪
善悪
善悪
善悪
善悪
善悪
善悪
善悪
善悪
善悪

仏ハ世間ノ父母ナリ　父母ハ子ノ為ニ
ヨクヨク孝ヲ尽シ給ヘリ　天ハ仏ニ
ヒツカヘ給ヘリ　仏ハ天ノ為ニ
ヨクヨク孝ヲ尽シ給ヘリ　仏ハ
其優劣ヲ知ラズ　仏ハ慈悲ノ父母
ナリ　唐ノ玄宗皇帝開元二
年ニ神光法師ト云人ハ仏ノ衆生ヲ
ヤシナフ恩徳アツテ君ヲ親ニ
アラタマヘ師ニシタガフヲ
ヲシヘ給ヒシ

道理アツテ朕ヲ信ジ給ヒ
ヌ　朕ハ法ノ如クニ
仏ノ教ヘヲ行ヒ
神光ヲ
仏ノ教生ヲ行ヒ恩ハ天地ノ如ク
日月ノ如ク高ク深ク　父母ノ如ク
君臣ノ如ク高ク深ク　天地日月ハ造化
ノ功ヲ以テ生ス　父母君臣ハ生成ノ徳ヲ
何トモ
仏ノ人ヲ
神光ヲ

あたゝ人、地ゝ人のそなはりたまふ
と人、日月、あめつち晝夜てらせり
けり、月は陰なり、夜とて夜さと
てらす人、父、ようくまもりやしのふ
ものなり、母、ようくまもりやしのふ
君道あり、ときは臣をかしこまり君
なきときは臣すなはち倍ふ、君臣
徳代かんふかまをふはち皆ふ

仏の衆生をすくはんとおもふ三かゝ
蓋といふ事四生、胎生、卵生、湿生、化生
載、ふつと、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人、天
明といふ三有、欲界、色界、無色界
ひ、苦海、はなれ、悪といふ
冥、脱、むとすくはんとおもふ
神、ふ、六道、のはなれ
まこと、ことの貴、

あらはそうはほ御出しからはなさくの陛下
らく誕生やく尊てうやゐひくへ中々常成なりて
のたまはく佛乃恩徳がくあせらし師よ
なの死なればゆくのふかさに殿は此法心は
発をらし生て世く叛仰なれ世宗とは
唐にといて太宗たなれて明君なまで
由へ山神光法師乃そうは言お誕我さ
流やしあそへり佛かくたてゝも恩徳は

身をあらくへのかゝやく清りし光大光明とて如来師
あふてけるに釈迦文字とかに佛は法のへまでさ
供養をとけ五百の誓願をおこし古無
数劫にあひて智恵は福積みき善根を積み
おく釈は如来へなり五百の大願へおこし
なりはしはなくの肝要なるをもなすを
男は女ゝ女も女とは香人は香人は香人
なれは富貴なる人も貧賤なる人も

一切の衆生を[illegible]大願を[illegible]
大願[illegible]慈悲[illegible]大乗[illegible]
[illegible]菩提[illegible]菩提[illegible]
[illegible]智慧福徳[illegible]菩提[illegible]
[illegible]成就[illegible]
智慧成[illegible]菩提[illegible]釋迦牟尼佛[illegible]
[illegible]前世[illegible]佛[illegible]
[illegible]羅門[illegible]
[illegible]天帝[illegible]

如[illegible]
無常是生滅法[illegible]羅門此半偈[illegible]
[illegible]大士[illegible]
[illegible]三世[illegible]佛の正道[illegible]我[illegible]
半偈[illegible]我身[illegible]
[illegible]我[illegible]
[illegible]說[illegible]
[illegible]說[illegible]
[illegible]羅門[illegible]大士說[illegible]

食ものをもとめて鬼をなのりちりく生滅滅已寂
滅為樂也婆羅門きこしめせ此偈を
書けれ後のちの衆生成ぜんけんをて
おきたまへとけつて鬼は口ふさひ光ん
りの時鬼は天帝釈に変じかつて謝
ちていとく修行の心をおこしかくぶをと
おもはて頂礼してこの涅槃経をいとく我
彌勒菩薩に付きたまひて成仏をえたり

此半偈の法をもて身をもて法をもてゆくかをして
法花経を仏と為りて菩薩等に授けたまへるなり
又過去むかしの世に法花経を国王にあたりて
無上道をもとめんがために国城を捨てて婆羅門
頭目も髓脳も手足をも皆ひとしてとりむを
ためにしたまふ国位をもて政を太子に授て
うちの金鼓のく法を四方にもとめたまへるなり
よく我をもたに大乗をもとめんものをば

身代終りまして給使童子と成て仙人行て来て
いとく我を大乗にすゝめ法花経を授くるに我
あるとも人に説て一句も忘れたる事なし
ゆへは我さきの身は仙人にして仙人の
薬成を水とし人の薪と思ひ食を去
とゝ身代さきの成しあり千載とへだてゝ
あるとの給しは此の時の王は我身なり仙人
いまの提婆達多なり我正覚とをもひしに

仏法を求て命を捨ること無量劫なり
乃ち過去の事なり　涌動所問本願経に佛と書て
のたまはく我無上道成ぬれば重て重て
問て佛と成ぬ事を求て法を聞ん
過去に無量の太子ありて所現の病を聞て
頻婆の王を見まいらせんとおもひ給て
ひて病を問て病者はたゞいまの王月氏
隨順して我身をもつて病者とをもひ給へ

すがくち利加氏とて身をたゝし髑髏氏とつまて
病者とほとゝしたゝへていはくなんぢ
はたしてこれ太子我身をもつて四海の水はかり
へとも我身代髑髏をもつてはかりえず
爾わかくしてしかるに過去の世に王たり月明菩薩
時に菩薩ひとりて食氏かゝをみる王の仏菩薩
ひとりをいはくなんぢ薬をもつてこれ
師の病いをすくへとなり菩薩ひとりて眼をえて

我病いをすくへ眼をあたへんとなんぢ
王ひとりの両眼氏とりて菩薩にほとこしたまふ
ものを両眼なりしかは月明王我身氏
須弥山ほとの両氏をもつてくをもて我眼氏
をもてしかはこれをあたへはこの命をもて無上
道氏をもとめんかくのごとくしかはこれ
智度論にいはく梵摩達王のもとにおいて
二鹿王ありてをのく五百の群鹿をもつて

一鹿王の大王の部に鹿のあつまるを見てあはれみ
あるのをのたまひし大王のたまはく我いやしくも群鹿
皆一時に死せんよりは膳にそなふるのみならば日を追いて我
まで一日に一鹿をたてまつらん膳にそなへ給へとて
それより日々に一鹿をたてまつるに王のいたる所にある
鹿をあはれみたまふ鹿王にむかひていはく鹿を我
うみてのち膳にそなへたまへ子は母にそふ
死せしと鹿王いはく

子を身ごもりて候へば大王に訴へ申す我ことは
ゆるしたまへ畜生なりとも人類の鹿といへども法王鹿の
身あはれみたまへと鹿王人をやりて我いまさら
ころしてもよし一切の肉をくらはゞ我をころして
も給へ此の鹿をたすけ給へと大王いまだ仁心を
えずやゆるしたまへやがて野火に焼かれ
うちにひとつの雉あつて水にひたしてその羽を
ひたし雪ふらして火を滅す火をおさへし水を

そくめし〳〵まきはきなるの授記をうけをくぶりき
かけをあ〳〵く浄居天くしえて見て菩薩の弘
誓はあるるハあしちもの光は野火の滅るともあき
佛となりたまハけかるゝ魔王もむろれ雄子せ
むあまりをふうぶるひをるゝ
あまた慈悲の大願をもて百無数劫が間いき
人よむまれ畜生よむまれいく千萬のかそあき
智慧と福禄との善根をはあかさなして菩薩を

あすなは護明といふ菩薩兜率天よのあふて天衆とはへり
佛となるべき婆婆の衆生のさいせうあつへき時のいたり
ぬるはとてくだりて摩耶夫人の胎にやどりて四月
八日夫人の脇下よりむまれおはして東西南北七歩
あゆみたまひて天の上天の下我ひとりたふとし
あけてしたはふして七歳はそめ出家はある哉
なかりけれバ父王力及ばせたまハず
家は出まうけ十七歳のとき三人の妃をむかへ

ひとりとして、聖霊をうけたまわり、耶輸陀羅と共に、
ひとりは、鹿野苑にまいり、仏にあいたてまつる。
九歳にして、学問の人となり、仏に行幸をなす。
法華経四巻を仏にあらせられ、成王のりつ
なりて、父の浄飯王、太子憂迷の色を察し、
香味味醂、五欲の煩悩をもって、
あり、ほんとうに、ほうびの日夜、妓樂
妙味、味成あるべきの志、
[illegible]

慧空、ひとりの太子、太子五歳、
あり、法師、ありのままに成仏、神通、
園林、[illegible]
父王、[illegible]
和、五歳、出家、成仏、
衆に、[illegible]
[illegible]
太子、見せ、[illegible]

まをあくるに東門をいでゝ老人に化して頭成をまぼりて杖をつき
ゆく太子見給ひてのたまはく我も人なり老人
あるべきなりしかるに宮の内にとじこめられ
ものをもいはずかくのごとくなるこの者をのれ
ことに思惟をくしとなげきたまふ
あはれなるかな國林は人をもつて成おのれ
なり父王まさに太子に無常のあり様をおしへん

ためとて東門をいでゝ病人に化して頭成をまぼりて
杖をつき太子見給ひてのたまはく我も人なり
ものをもいはずかくのごとくなるこの者をのれ
ことに思惟をくしとなげきたまふ
あはれなるかな國林は人をもつて成おのれ
なり父王まさに太子に無常のあり様をおしへん
ためとて南門をいでゝ死人に化して頭成をまぼりて
杖をつき太子見給ひてのたまはく我も人なり
ものをもいはずかくのごとくなるこの者をのれ
ことに思惟をくしとなげきたまふ

[illegible]園林[illegible]
父王[illegible]太子[illegible]
西門[illegible]
一死人[illegible]
太子見[illegible]我身[illegible]死[illegible]
[illegible]園林[illegible]
宮[illegible]思惟[illegible]
[illegible]園林[illegible]

[illegible]太子[illegible]
北門[illegible]作[illegible]天子[illegible]化[illegible]沙門
[illegible]僧衣[illegible]鉢[illegible]
[illegible]太子見[illegible]愛樂
[illegible]人[illegible]沙門[illegible]
[illegible]我出家[illegible]世間[illegible]業
[illegible]無常[illegible]我[illegible]實[illegible]
無上道[illegible]出家[illegible]太子

のたまはくおほきに大きなるうれへをいだき宮ホ
わかつて父王よりもてのぐ法をもて世間一切の
衆生の別離あつて我いまこれをすてて出家
をもつて滅度をもとめんと滅度を法のうへに
免れて生死のうへにとわたして佛をなさん
いまこれをわれ父王のもとにて出家して沙門
となりて菩提樂をもとめて出家して沙門となりぬ
ほとけのたまはくこの時の太子はたれ
ぞとおもふまのあたりの釋迦仏人の苦行林中にいまし
てしかしこれをうしなひてこれを見てもんぞ
やがて沙門居天をたてて頭髮を剃除し
袈裟をきてはかりそめにおもひ樂行をせ
苦行六年をあらためて十二月八日の明星の
ときに成佛したまふ魔王
八十億の眷屬を引きゐて宮殿をさして

十九日二月七日夜半に車匿を御者
として城をいでたまひ跋伽仙人の苦行林中にいまし
てしかしこれをうしなひてこれを見てもんぞ
やがて沙門居天をたてて頭髮を剃除し
袈裟をきてはかりそめにおもひ樂行をせ
苦行六年をあらためて十二月八日の明星の
ときに成佛したまふ魔王
八十億の眷屬を引きゐて宮殿をさして

世尊成佛以降佛法僧寶具足之世稱釋
尊也是為成道之樣迦牟尼佛也又名
法華經也法花經之說法也又我無量劫
以來成佛以衆生之故也又為行菩
薩道故成佛也衆生成佛也又為成就
菩提心故成佛也又為成就菩提心故
涅槃也又為成就八種之衆生故成佛
也

成道

成道之時也又為成就菩提心故成佛
也又為成就世界故成佛也八千返轉
法輪也八千返往來
也八千成道也八千說法也八千涅槃
也四九年說法度生也又為成就菩提
心故成佛也二月十五日夜半入涅槃
也娑羅雙樹之間
也涅槃之時也大地六種震動也
成佛也說法度生也五十六億七千萬

歳成ぬるあひだ菩薩あるひは菩薩と
なりぬ羅漢あるひは羅漢となりぬ
なりぬ衆生ありて難聞者に
勅して佛一代のうちに説かれ大小乗教
ひろめ今は衆生ひとり隠れなかりぬ
この教法はたとへば光宅内に菩薩と羅漢と
比丘と俗男女一切梵天帝釈に付属しまする
大集経は説かれ四方に持国と増長と

廣目と毘沙門と天王に勅して十方の鬼神に
付属したまへり佛法は鬼神に付属しまする仁王
経は説かれ国王大臣に付
属し畢竟末際にいたるまで守護すべしと
佛は道言は国に付属し諸天鬼神天子
將軍諸侯庶人に付属したまへり今の国は
佛の入滅より今二千七百七十八歳
至ったまへり

神光法師は玄宗皇帝にもちかへたてまつる
仏の恩遊は天地のごとく日月のごとく父母のごとく君臣
のごとくなりとぞいふべきなり
あるひとの人をしへたまふ四十九年ぶりに仏乃
至しへたまふ法華経ときたりたまふ
御物語をあつめて仏の道をたのむ
衆生の心ばせをしたがへしたまふ

天地のあひだの衆生も仏の天地衆生心より出生す
天地あるときは衆生あり衆生あるときは生苦あり老苦
あり病苦あり死苦あり愛別離苦あり怨憎
会苦あり求不得苦あり五陰盛苦あり
八苦ともいふなり貪りあり怒りあり愚癡あり
あり嫉妬あり悪根あり善悪業
あり六道に往来し天上あり人間あり修羅
あり餓鬼あり畜生あり地獄の衆生あり

やうにあひて富貴あるべき時にあひて一切法
影の一切の形をあらはしおもはせたまふなり
あやまりあしく成佛を慈悲心のゆへに無道
心なるを成佛をまもりて人間に天上にうまれ
生し貧賤をまもりて富貴をうしなはんと
あやまりなかれ人間天上にうまれ富貴
あるものは人をあはれみ慈悲をもつて
かなしみをあたへ衆生の佛をあがめ

しるべきなり四諦の法をもつて十二因緣の
法をもつて六度の法をもつて四十九年にあらはし
をしへたまふ所なり三乘の行をもつて四諦十二因緣を
小根の衆生にをしへたまふ中根の衆生にをしへたまふ
佛は本菩薩六度をもつて衆生ををしへ修行させ
たまふなり　一切衆生をすくはんとおもへば
六度をもつて本誓願とす　般若波羅蜜
六度をもつて本誓願とす　般若波羅蜜

智慧ありて人をあつかふ度を出家も在家も
男も女も貴も賤も世をむさぼる人をもはぐ
くまんとおもふ人あるべからず第一に帝王也
一戸に主やあるべし父母妻子ならびに奴婢を養ひ
市地を天竺にてこれを種那とよぶ
一戸に人やしなわんとて種那をもうけて
卿大夫やうの一家成やしなひ布地諸侯
その一国成やしなひ布地し帝王将軍に成

一天下成やしなひ布地もやしなわんとて一戸の主
一家に卿大夫一国に諸侯一天下の帝王将軍
かるべからず第二に成不殺生にて不偷盗
義をもて人非理に種なく不妄語信あり不飲
酒智あり五常をもて一戸一家一国一天
下に人を身を以領をもとめ民をもとめ
をもて第三に慶賀をもとめ三つをもて
なおつるとの外をもとめあさるも善事を志して

あれはなし。そのまゝのあのむねとせし業事なれ
あれひとつのまことはなきにはからずとへいのちは
そはるに人のつのまことあやなきてまことのけなさと
君父のためにいのちは時よのせんて命をすつる、
是んて義にこのふあり。財ものぞみなき
これをかくは嫁にあれえとみをすてるものゝ
屈つらず是んて禮義にそのふあり。は是
たふんで一家一國一天下は人やれ身を領する

これ清はおよむへからは第四精進はおのく其
業をつとめてそれぞれあがらはなめくとし君
なるは政よとおこなふて百官はそれぞれふまゝるの家
をよむかり。農はかれは耕をなりふよう商は其の
わざはとふそくは一戸一家一國一天下は人
其身をも領ずは中と心は是おは一むへからは
禪定は志はのふ事は右をひはゝるなく君は
政は志は所くはおさめてゆくあつて百官をはゝ所世は

[illegible]

通達し[illegible]

[illegible]

[illegible]財施代をもし在家にもはらら財施代
をもかひてもはら法施代を出家にもとるべし
財をもてをしく在家にもとるべし法をもてをしく出家にもとるべし
[illegible]釋迦牟尼佛一代の教法をもてをしく
今は出家あるひは讀誦しあるひは解說し
天人をもちゐるべし願代成就をもちゐる
災代のときは鬼神をもちゐる鬼畜生地獄の
[illegible]代をもちゐるべし法施のおもひをなす

[illegible]
唐代高宗咸亨二年三月長安代法海寺の英
禪師のもとにあるとき[illegible]水陸齋の
法あり[illegible]代利益[illegible]林のはるかに来月十五日に
山北の寺にをいて法花[illegible]
此冥代をもちゐて英禪師をあるとき[illegible]
法[illegible]
十餘年[illegible]

拝裏王のくらゐの千餘年に白起業をよ秦の
臣ゆゑ大臣をかなく大将となりし人民をなぐさ
めしたがひしに陰府をまらくとむうく
梁の武帝ゆゑ法成金山寺にまいりしを記
前代殺生の罪人を吾成ゆゑ殺生
我ゆゑ罪状作つせまるとまて出離をえん
いま吾師の恩施成ゆゑ人を殺生
人間をむまるべきなり志やまやせ

唐の天寶十二年上西番大石康康氏三國の
涼州成ゆゑ玄宗皇帝をかくち不空三藏成
請して陳兵氏いのやまをかくし不空
をもて壇をむすび仁王密詩成去ゆゑ玄宗
みぬ帝ゆゑ毒龍氏やゑ毒氏神あり中間
いゆゑ玄宗をそやゑ神や不空ゆゑ
北方氏毘沙門天王ゆゑ長まめく不空ゆゑ密詩成
をもて成ゆゑ四月二十日西京をそやゑ

二月十一日。城乃東北の雲霧はあひ。神兵あらは
城北の門樓ゟ光明天王あらはれ給ひ金色の長虹に
よ弦ひ。鎧角まてる露ほとも。いて喰あひたれは
兵おそれてのがれさりぬ。玄宗皇帝これを
見て諸國乃城樓ゟ天王乃像を安置し給ふ。
あまたらよかきくれよのはは輪經説法みありて
法施ありり

日本聖武皇帝は天平年中に行基菩薩諸の

國ゝにおひてやまとにゆき嶮岨なるにて橋をかけ
路をひらき地の田をおこしてそれをのぞきへすす
めやうしまた水をすくなふるところには渠を
うがち堤をきはげし民のちからをくはへかなや
梵網經の註に古德乃八福田をあかしたまふなかに
一ばんに曠野に美井をほるを一ばんとし水路に
橋をかけ二ばんに嶮路をたいらかにし三ばんに
四ばんに父母に孝をはげみ五ばんに沙門を

供養し、大病人をもやしなひ、七日を限り、尼
難民をもくはへ、ほとけに無遮会をもよほし、仏法
うたの病者をもやしなひ、百種の病者をもやしな
ふむるなり。第一ありとあらゆる貧のものの
ために貧者をもとめ、食者をもとめ、衣をもとめ、
皆出家人財施をなす。
唐太高祖武德元年五月に無遮大会をもよほし、
七日行道し、千僧に斎供をなす。

太宗貞観二年三月に、天下に仏法をひろめ、
ふかくこれを人民誅し、ものをころすことなかれ。
ものをころす御服をもて諸寺僧に施きたまふ。
日本孝德皇帝の大化五年十月に、太子、仏像を
ぬりたてまつり、一千の仏像をほりたてまつる。六年
二月に、千僧を宮中にまねき、大蔵経を講じ、
夜に入りて、二千の燈をともしたまふ。七年
十二月に、天下に僧尼を宮中にあつめ、斎供

をふくむ寺にて依事の財施あり
藤原の良相公は大政大臣忠仁公の同母弟なり
斉衡二年に右大臣になりはじめ貞観八年に鐘頂を
三井寺の智證大師よりうけられけるが慈仁にて
高き財をかたむけ法をたもちよく仏をたふとみ
む勧学院の南に延命院をたてて藤原氏の
家の産のきまりあるものにやしなひ東宮の
別業に崇親院をたてて一族の女の寡寡の

者をみなをさめやしなふ法はむかし家督の人は
ありしよしむ年五十五にて十月十日興福寺の維摩会の
日西にむかひて弥陀の印をむすびて死しにき
然るにある仏家の依様をまもりてみかど公の常
将軍諸侯は倉栗をたくはへ貪民をすくひたまひ
仰に富民貧民をわかちて合限にておよそ百千両の金
銀をかしあたへて百萬石の粟米あまりて一揆の一統
おさまりおほやけも衣食滋彰を叙なり者といふべき

崇敬をむねとすべきよし昭然なりて
唐の太宗貞観八年にみことのりありて曰く
如来の滅度の後末代の風俗うたがひおほし国王大
臣に付属して仏法を護持せしむる所なりこれ
僧尼は戒行をもつぱらにして備ふべし僧尼
かこのはかりごと救済なくして如来のむねを
失ひ国王に付属あるの義をうしなふ遺教経は
仏法のためにあらずといへども弟子に教ゆるなり

清まはりあるべからず私俗の弱きを除き末の世に
大道済よりおこなはれてその旨をのべ聖教を
おもんじて仏法をたふとみことばを尊ぶべし衛司をもしく
経文を書写させ京の五品以上をのせて諸州の
刺史とそのつかさ一巻づつ写し僧尼はすみやかに
経文をよみおぼえてけうを見し公私にわたしてこれを
さだめあるのみならずかな
日本にては推古皇帝の十四年七月に聖徳太子を

みたまひけるに勝鬘経をかうぜしむ太子は
ことく吾むかし勝鬘夫人たりしとき釈迦
世尊より此経をさづけられしと此経をかうせ
られしとよくほすて天より花をふらし蓮花は
ひろさ三尺なりけりまた法花経をかうぜ
られしゆへ三経を註し給ふ維摩は天竺の維摩
居士唐の龐居士等は法をあきらめ明の銭謙益
をよび鍾伯敬等は楞厳等の経を註し日本は

菅丞相等は仏経を書写し文を作て仏事を
なす此人々は信心をおこさしむるみちをひらく
あきる在家の法施なり
かくのごとく持戒あるは戒といふ事なくば二百五十戒は
小乗の戒なり四十八軽戒と十重禁戒とは大乗
なり出家にも通じ在家にも通じ王侯
にも通じ士庶にも通じ戒の根本也就中
十重禁なり仏世尊はじめて流通せられしもの

や[illegible]禅宗を[illegible]天台宗[illegible]諸乃
人[illegible]仏世尊[illegible]四菩
尊者[illegible]達磨大師[illegible]
我国乃傳教大師、永平禅師[illegible]支那[illegible]
[illegible]大菩薩戒[illegible]
十戒、不殺生戒、不偸盜戒、不貪婬戒、不妄語戒、
[illegible]前[illegible]四重[illegible]不飲酒戒、不説過戒、[illegible]
過戒[illegible]前後[illegible]八戒[illegible]

不[illegible]毀他戒、不慳法財戒、不瞋恚戒、不謗三
寶戒、[illegible]戒、後乃四重[illegible]梵網経ニ
[illegible]孝順ハ至道乃法[illegible]孝戒ハ石[illegible]
義[illegible]四[illegible]戒ハ根本[illegible]孝行[illegible]
[illegible]国王乃位[illegible]百官ハ
位[illegible]
[illegible]一切乃悪神[illegible]王[illegible]百官乃命[illegible]
[illegible]諸仏[illegible]

一切の有命ハその恵をかうむりしゆへなり
然ば上のおさまる天平の比ハ皇帝皇后皇太子
百官等みな戒をうけさせ奈良の招提寺を
筑紫の観音寺と下野の薬師寺とをもつて
戒をうけさせたまふ故天下の民のみなをしく一切の
災難なく安穏なることをゑたり孝子忠臣
たゑずありしハ仁政あまねく日本国を化したまひし故
支那の古への聖帝聖后等もみな行ひ給ひけり

ひとへに戒をうけたまふ故なり
不殺生戒ハ生きとし生ける物の命を害さず
第一の宝ハ人命なれバ命をうばふハ衆生を殺
すことなれバ罪悪ハ重く衆生を殺すことなかれ
却て福寿を得べし仏世尊ハ梵網経に説て
のたまはく慈悲心をもて放生を行ずべし
一切の男子ハ是我が父なり一切の女人ハ是我
母なり我生々にこれより生をうけ

母報恩経に猫狸をやしなひたまふ事の有りしく
いまし之をとりなりとふ猫狸とは何の事ぞ
とふに答ふ猫とは報恩経に長者の母の
猫狸とはもふ長者の母をかりて産生
をうけたまふ地獄に深く成り給ふ
心底をしらせたまふ猫狸とは何ぞと問
やすし我が一生猫狸をやしなひ給ふ
ゆえに猫狸とは何ぞ仏の道理を

猫狸成ことなくもの也。優婆塞ハ天竺のことは
なりて支那にてハ清信士といふ。此経ハ在家を
教給ふ戒経なれバ、出家のくにハあらず。
在家も猫狸成やしなふハ佛の心にそむくなり。
付法蔵経にいはく、國王たる人眷属ハ
もあれば無道をなして諸の國をほろぼし人民を
殺しのちに猫狸となり、親戚なとをほろぼし
害しむあるなど、猫狸やみて臥しあそび親戚

群臣ハ猫狸となり、彼ハもと…
大海のうちにむまれ千頭魚となり剣輪にて
…其千頭の頭をきりはなさる…
これ来世なる者のかくのことき…
廣古今五行記にいはく、唐の則天皇后の時
李金剛といふ者あり、殺生を好む…
猪あるひハ羊をとりて驢をころし…
烹て食ふ…春夏ハ魚鱉をとり秋冬ハ

孤兒とあつかひ給ふ諸子とせもと者ども加氏
もて其頭と事とせしかとちとしもせくやとあらの
遠近氏をそう勝負取りせと無せもせ紀
そくしそ一子氏うむふ眼ひとくそ度あくとそ
鼻ふ心をほふ頭ようとうふ度ひふ
項ふ心をうふ人氏帽子氏はくるふ似をめちほる
一子氏うむふ男氏をしとせしとはを驚ふ
似をうほる一子氏うむふ項をて勝ふ

逆をひとはらひ氏をせめ五臓をうむふ
ひをもひ氏を表氏をほる縊生氏氏ふ
ふをせ氏事男子氏うむ項ふ内ひとうふ
物をせを氏をあひとうふ無盤の形をと氏あり
うふ眼ひき鼻ひを氏子氏ふをうをを
縊生の頭うまくひをあひはくを氏べをを救生
善救氏ふ氏をを高くひをあをほをを
ひをうふを氏を氏中ます

續齊諧記にいはく楊寶十九歲のとし、
華山にゆきたるに、一黃雀ありて、鴞
うちたるを、樹下にあり。蟻ありて、
みなをとりてのぼる。雀、ものいふやうにて、百餘日
を經て、夜ごとに來りて、雀の前にうづくまる。
黃衣童子、玉環四枚を銜みて、
はなちていはく、君、仁愛を感ずるゆえに、
これをもつて、君が子孫、三公にいたるべしと。

仁愛のかたちなり。此環、代々をへて、其後
ますますさかえ、楊寶の子震は、後漢安帝の
太尉なり。震の子秉は、桓帝の太尉なり。
秉の子賜は、靈帝の太尉なり。
賜の子彪は、獻帝の時、太尉なり。
彪の文帝の時、太尉なり。四世にいたるまで
三公にのぼれり。
書にいはく、楊寶、ものいふ者、豫州の刺史なり。

萬人民ひきゐて都城をまもる石塵の者ども
をまもりきり城をもいる毛寶等二千人ゑみ
江水をもてなす毛寶も溺死をもうる
毛寶はくさ武昌にかへりし時ゆ魔下の人ゑ
をいて一白龍民おりきやしのふよりゆきたれ
ゆきりて江水ふはるはるゆ其龍をやゆ殺人
ゆきたるゆ鎮民事を見をもちて江水におはゆ
一石のうくふおはふりゆきやしおまを民墨をたた

やしのふ白龍をゆきを民ゆ江五六尺ゆ殺人
をもりて東民岸ゆ入ゆりをきをもりて六千人民
うち此人ひきゆ海ゆふおやゆ民ゆ要事乃
おをさに殺生ふ題民をゆ殺人根乃ふりゆ民
殺生民ゆ民ゆ殺人ゆ民ゆ一二民
ゆやゆ民ゆ民ゆ民ゆ　佛世尊ゆ人ゆ善ふ
福善をゆ民ゆ民ゆ殺生を傳民
ゆ人ゆ殺人乃天子民殺生民ゆ民ゆ民ゆ

皇帝[illegible]放生[illegible]

[illegible]

次乃[illegible]

佛道手引草巻乃中

可見[illegible]無用以勸要
[illegible]決[illegible]

[illegible]

明治七秋孟之

徙宅民重九